

建設業者等の指名停止について

令和4年3月10日
糸魚川市総務部財政課

1 指名停止措置業者

パシフィックコンサルタンツ株式会社（東京都千代田区神田錦町3-22）

2 指名停止期間

令和4年3月10日から令和4年6月9日まで（3か月間）

3 指名停止の理由

パシフィックコンサルタンツ株式会社の社員1名が、富山市発注の橋りょう設計業務委託の競争入札に関し、令和4年1月24日に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、さらに同市発注の、上記橋りょうに隣接する広場の基本計画策定等業務委託の競争入札に関し、令和4年2月14日に公契約関係競売入札妨害の容疑で再逮捕された。

このことが、糸魚川市建設工事請負業者等指名停止措置要領第2条第1項（別表第2、第7号）に該当するため。